

「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」について

◎ 趣旨

「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」について、平成28年度末の計画策定に向けて、計画の素案を取りまとめるとともに、都市機能誘導区域の設定の考え方(案)を整理したことから、その内容について協議するもの

1 「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」(素案)について

(1) 取りまとめの考え方

都市再生特別措置法や国の都市計画運用指針において、計画に記載すべき事項として定められた項目を基本に、「立地適正化計画」のベースとなる基本的な方針や誘導区域等の考え方について整理したもの

(2) 記載内容(特徴等)

- ・ 本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向け、長期的なまちづくりの方向性を示す「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」や「都市計画マスタープラン」の方針等を踏まえた内容
- ・ 「第1章 立地適正化に関する基本的な方針」は、市街化調整区域の拠点への生活利便機能の集約や定住環境の維持・向上など、市全体を見渡した内容…**参考**参照
- ・ 「第1章3 将来都市構造」として「拠点」と「交通軸」を示すとともに、「第1章4 居住地形成の方向性」として多様な暮らし方が選択できる「居住地」の維持・形成を位置付け…**参考**参照

(3) 「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」(素案)の内容…**別紙1-1**, **別紙1-2**参照2 都市機能誘導区域の設定の考え方(案)について…**別紙2-1**, **別紙2-2**, **別紙2-3**参照